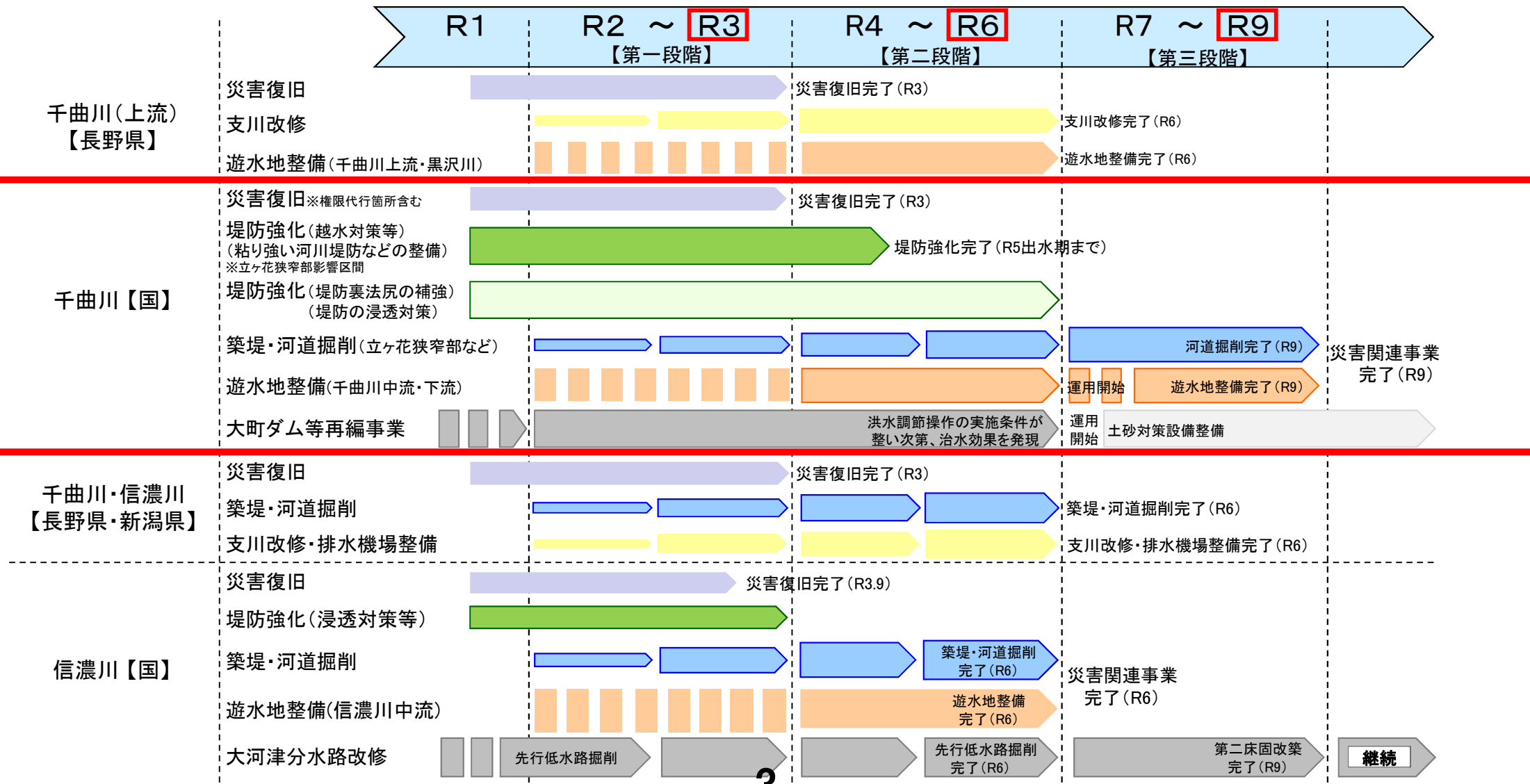


信濃川水系緊急治水対策プロジェクト
【静間地区 堤防整備】

国土交通省 北陸地方整備局
千曲川河川事務所

- 【第一段階(復旧)】 災害復旧を令和3年度までに完了(国(権限代行含む)は令和3年出水期まで、県は令和3年度)。並びに大河津分水路などの下流域の整備に応じた河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を順次実施
- 【第二段階(復興)】 改良復旧である堤防強化(粘り強い河川堤防構造など)や遊水地、大町ダム等再編事業(容量再編)を完了
- 【第三段階(復興)】 遊水地、河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を令和9年度完了



河川の水位を下げる河川整備、「河道掘削や上流の遊水地整備により水位低下」

○「河道掘削」や「上流の遊水地等の洪水調節施設」により水位を下げることで水害時のリスクを低下

水位を下げる河川整備

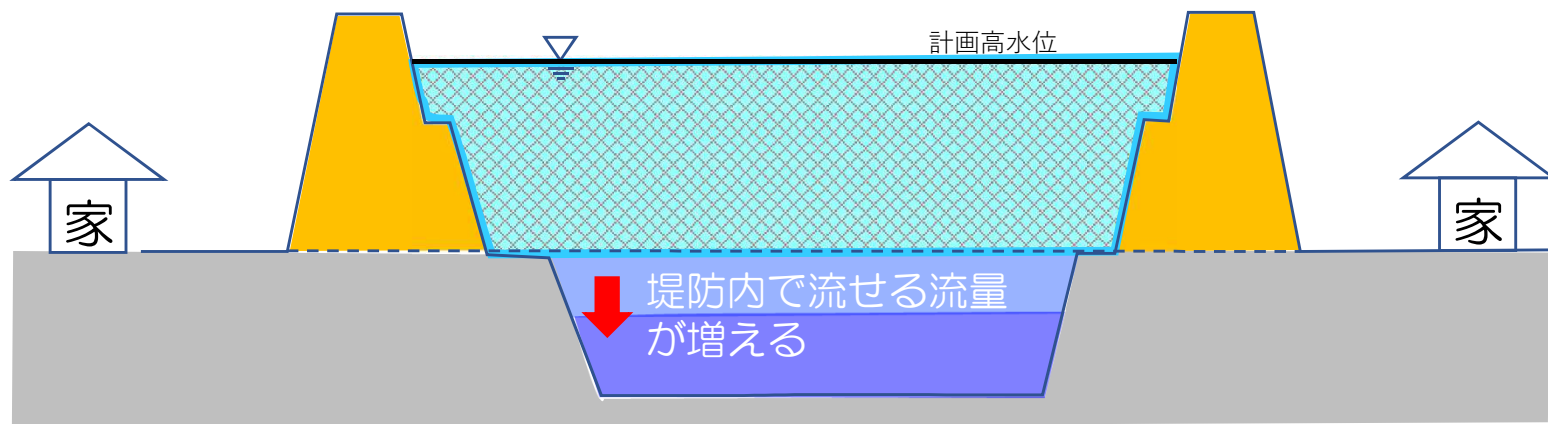
河道掘削で川底を下げる



堤防内で流せる流量が増える



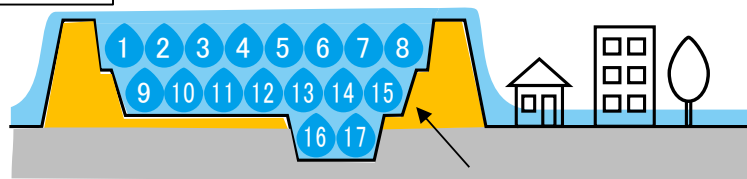
水害時のリスク低下



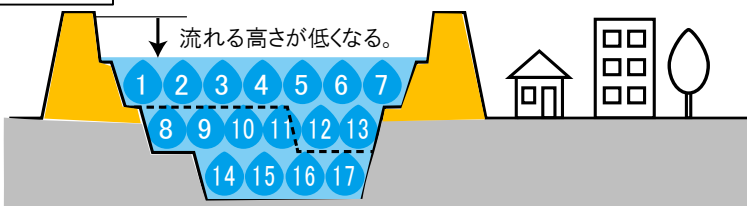
<河道掘削>

川の中の底を掘ると、流れる水の量が同じでも、流れる水の高さが低くなり、安全に流れるようになる。

掘削前

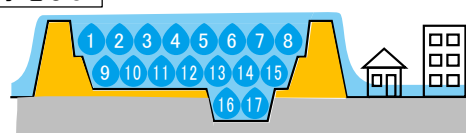


掘削後

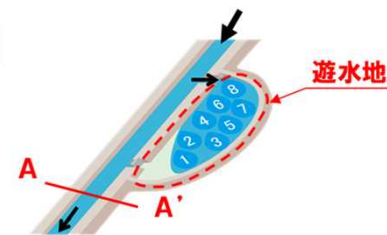


<遊水地等の洪水調節施設>

遊水地なし



遊水地



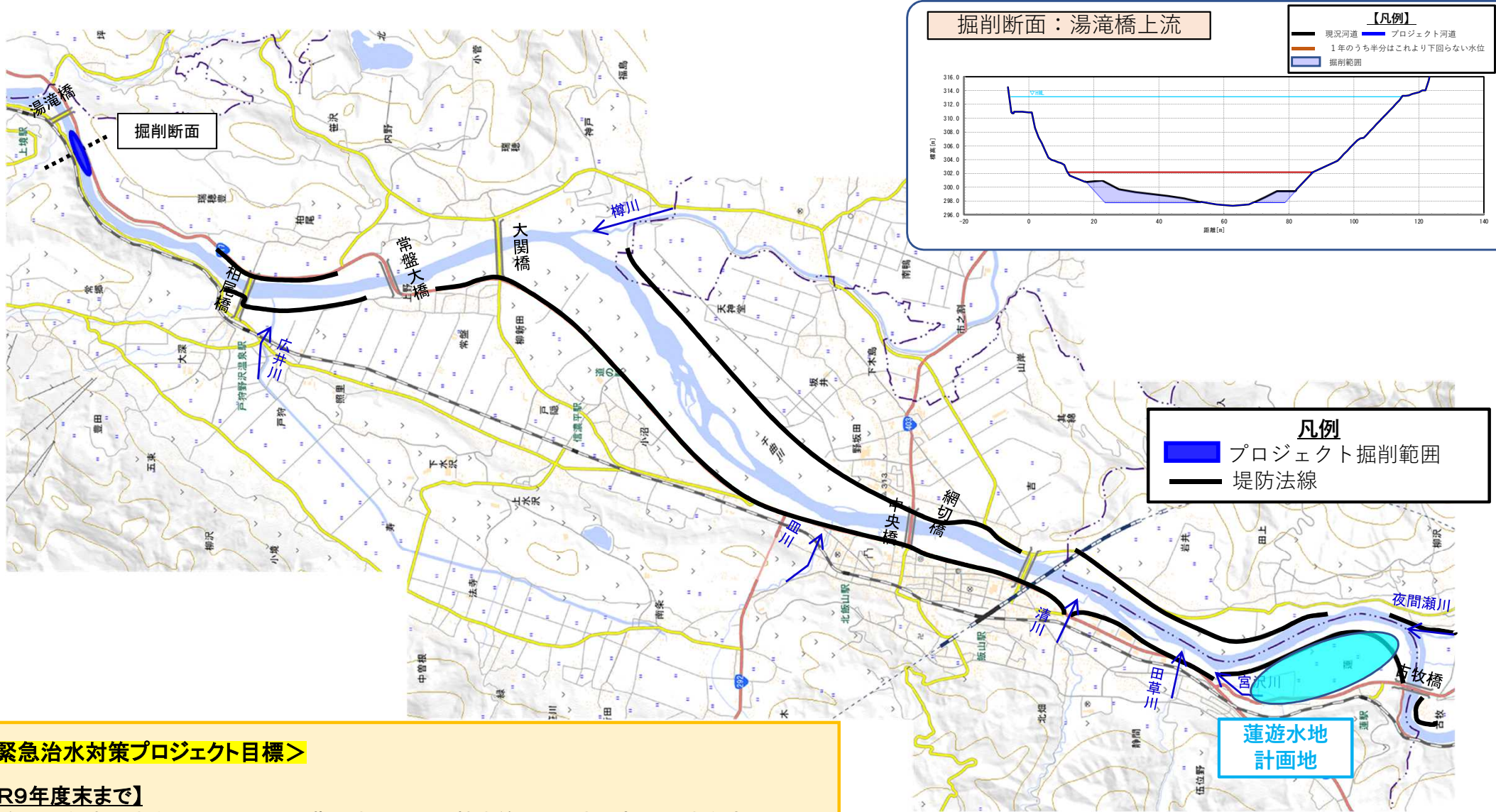
遊水地あり



遊水地に川の水の一部を一時的に貯めることで、下流を流れる水位の高さが低くなる。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける河道掘削箇所について

- 信濃川流域全体での上下流バランスや氾濫域のリスク等を総合的に勘案しつつ、令和2年度から千曲川本川の水位低下を目指し、戸狩狭窄部の掘削を段階的に進める。
- 河道掘削を行う範囲を段階的に広げていき、上流に位置する戸狩狭窄部のせき上がりを受けている範囲において、令和元年東日本台風規模の洪水を計画堤防高以下で流下させる(R9年度末まで)



<緊急治水対策プロジェクト目標>

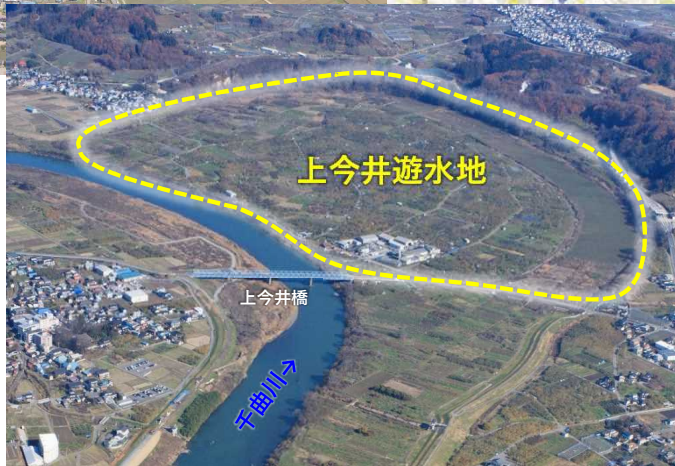
【R9年度末まで】

令和元年東日本台風における、千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止。

※河道掘削については上下流バランスを踏まえ、段階的に掘削を行う予定
 なお、詳細な河道掘削範囲は今後、測量結果等を踏まえて決定する

遊水地計画地 位置図

- 令和元年東日本台風に対する治水対策として、直轄管理区間において、5箇所⁶の遊水地整備を予定。
- 令和6年度（若しくは令和9年度）までの遊水地事業完成を目指す。



⁶ ※遊水地は現在計画検討中であり、範囲等は確定したものではありません。

工事の進捗状況について 【戸狩狭窄部の河道掘削】

- 令和3年2月22日より、プロジェクトの一環である戸狩狭窄部の掘削を開始（湯滝橋上流で台船を利用した河道掘削状況）
- 上下流バランスや氾濫域のリスクを総合的に勘案しつつ、千曲川本川の水位低下を目指し、対策を実施していく。

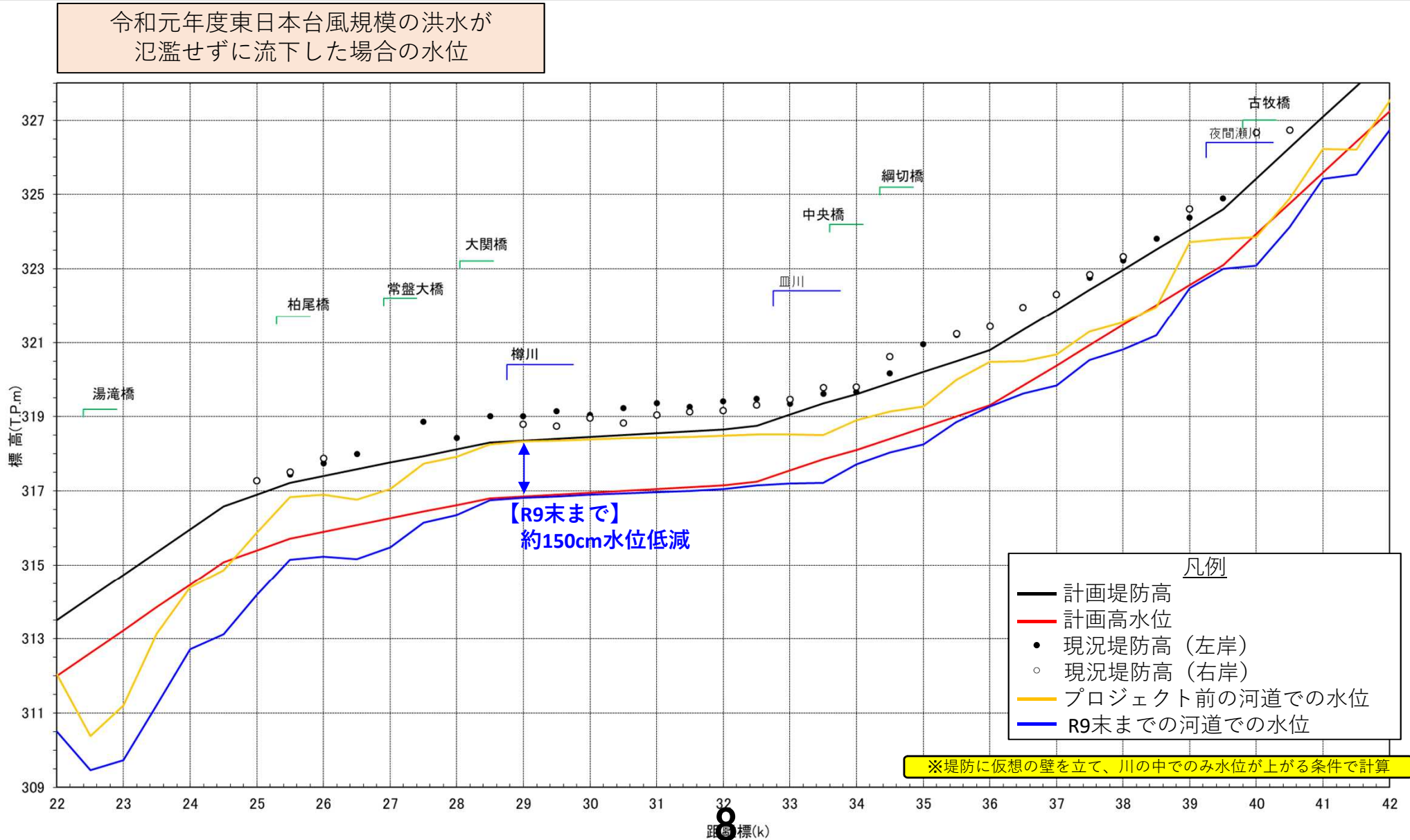


河道掘削等の水位低下効果について(戸狩狭窄部上流)

【飯山市・野沢温泉村・木島平村・中野市】

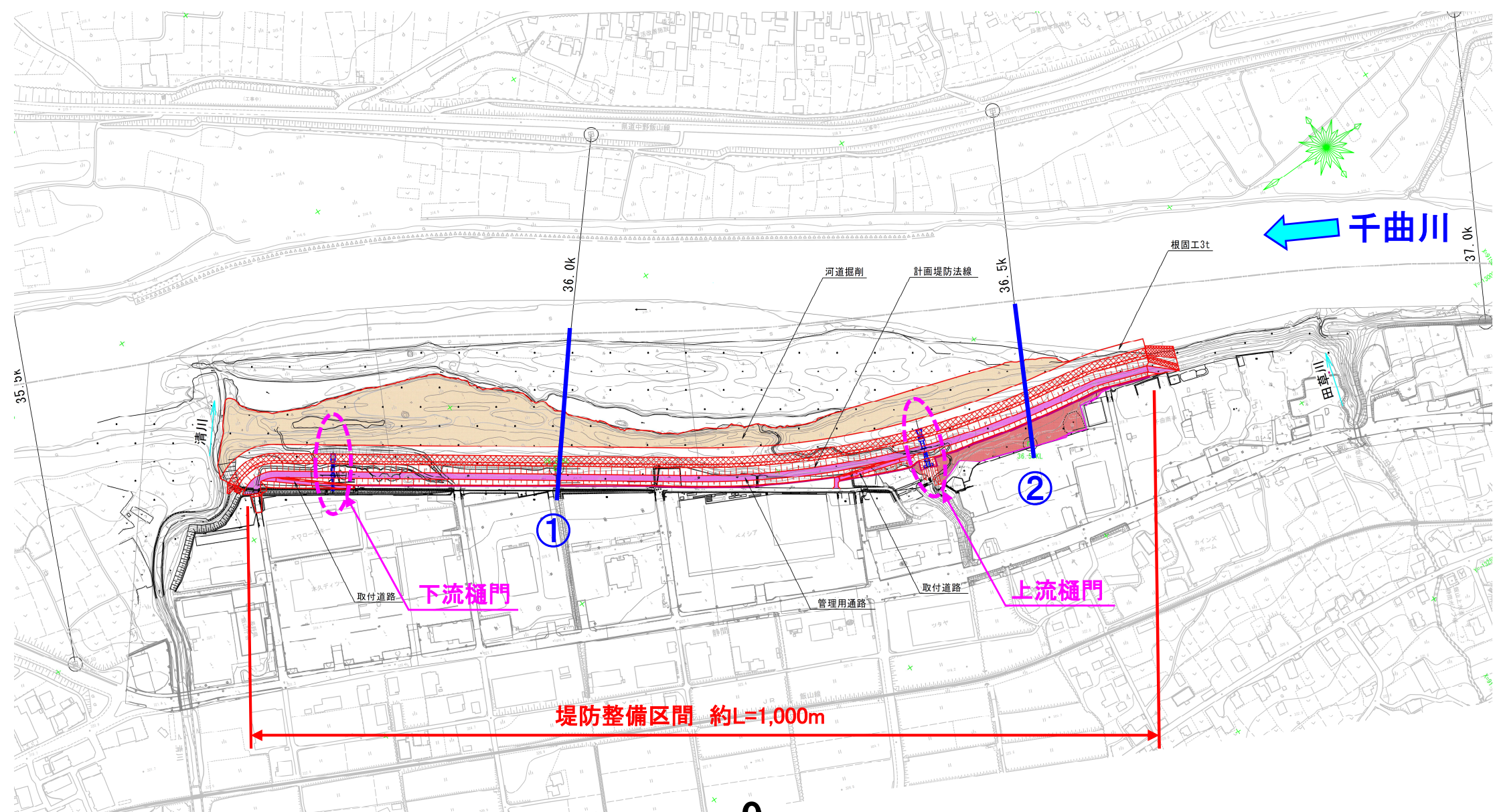
○令和2年度からの各年の河道掘削により、段階的に水位の低下を図る。

○令和9年度末までに河道掘削・遊水地の整備と合わせて、約150cm程度千曲川本川の水水位低減させる。



静間地区 堤防整備事業について

- 令和元年東日本台風の出水により溢水した箇所において、約L=1,000mの堤防を整備します。
- 堤防整備に伴い、排水用の樋門施設を上下流(2基)に整備します。



飯山市内(静間)の堤防整備の進め方について

○堤防整備着手に向けた流れは、おおむね以下のとおり。

○各時期については現時点の予定であり、今後変更となる可能性があるが、地権者の皆様の同意を得て工事を実施していく。

<令和4年度実施内容>

①設計・検討

現地状況を踏まえた
詳細設計

②計画説明 (本日)

説明会の実施。
事業の計画等について地元の皆様にご説明。

③幅杭の打設 (8月中予定)

堤防整備に必要な範囲に幅杭を打設。

★用地測量・用地調査(①～③と並行して実施)

1.現地調査

(国交省)

※現存杭の確認や基準点の設置等を先行して実施

2.境界立会

(国交省)

3.図面確認

(国交省)

②・③完了後に順次実施(積雪前の実施を目標)

<令和5年4月以降>

④補償協議 ご契約

1.土地・物件
調書の確認等

(国交省)

2.補償協議
補償内容・補償金
についてご説明

(国交省)

3.ご契約
補償内容に同意
頂ければご契約

(国交省)

<令和5年4月以降順次>

⑤工事着手

堤防整備

【補足説明】
工事に着手する前に
工事説明をさせて頂きます。

土地や物件などの調査

みなさまからお譲りいただく土地の面積、物件の種類や数量などを詳しく調査する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

①まず、測量の基準となる杭や鋌を設置・計測や、地形や地物等の位置、現地に境界杭があるか確認、計測など、現地での事前の調査を行います。

②境界杭がない場所に、法務局の公図などの図面をもとに、目安となる仮杭を設置（復元）致します。
※支障となる立木にも事前に目印を付けさせていただきます。

③皆様に土地境界立会をお願いし、境界を確認します。

④皆様の立ち会いの際に設置した杭をもとに、計測作業を実施します。

⑤立木（果樹等）など物件の調査（種類、大きさ、数の確認）も土地の測量と並行して行います。

※作業中において、見通しの確保や歩行のため、
事前に下草の伐採等をさせていただく場合がございます。

